

2020
No.717

12

令和2年11月27日発行

広報 あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



サツマイモ掘り体験事業実施

10月29日、さくら保育園児によるサツマイモ掘り体験が行われました。この事業は、阿見サンクラブ（農業後継者団体）の皆さんにより町の保育園（所）や認定こども園の子どもたちと一緒に毎年行われているもので、当日は天候にも恵まれ、子どもたちはお芋がたくさん取れて大喜びでした。



令和2年度上半期

総件数: 1,306 件

総額: 15,715,000 円

阿見町ふるさと納税 (ふるさと応援寄附金) の受入状況

政策企画課 ☎888-1111 (755)

寄附金の内訳 (4月1日から9月30日) 使い道・件数・金額

1. 「人がつながるまちづくり」を実現するための事業

町民参加の促進、国際交流の促進、情報化の推進、広域行政の推進など

【110 件:1,581,000 円】

2. 「人を育むまちづくり」を実現するための事業

高齢者支援、障害者支援、子育て支援、スポーツの振興など

【321 件:3,440,000 円】

3. 「暮らしを支えるまちづくり」を実現するための事業

市街地の整備、景観整備、農業の振興、商業の振興、観光の振興など

【182 件:2,372,000 円】

4. 「安全・安心のまちづくり」を実現するための事業

上下水道の整備、防災対策の推進、防犯対策の推進、自然環境の保全など

【80 件:811,000 円】

5. あみ人材育成基金

地域産業の担い手となる人材の育成に充てさせていただきます

【20 件:218,000 円】

6. 予科練平和記念館整備管理基金

阿見町予科練平和記念館の整備および管理に充てさせていただきます

【43 件:465,000 円】

7. 町長にお任せ

町長が必要と考える事業に充てさせていただきます

【468 件:4,969,000 円】

8. 新型コロナウイルス感染症対応に関する事業

感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するための事業に充てさせていただきます

【82 件:1,859,000 円】

阿見町人気返礼品の紹介

町民の皆さまからも、町外の知人やご親戚に PR していただければ幸いです (町内在住の人には、返礼品をお返しすることはできません)。

霞ヶ浦沿岸は生産量日本一！

阿見レンコン



レンコンは阿見町でも古くから霞ヶ浦湖畔を中心に栽培されており、阿見町を代表する作物です。
(事業者:水郷つくば農業協同組合)

甘くて美味しい♪

阿見町産さつまいも (紅はるか)



紅はるかの栽培に適した畑を選び、土壌分析し良品の生産に心掛けています。
(事業者:農事組合法人 大地のめぐみ)

美味しいと評判！

完熟朝彩りとちおとめ

とちおとめは、酸味と甘みのバランスが良く、味わいと食感の良さが売りです。今まで味わったことのない『あま〜いいちご』を、ぜひご賞味ください。

(事業者:野口いちご園)



※「ふるさと納税」とは、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です。また、寄附金の使い道を寄附者自身が指定でき、お住まいの自治体以外に寄附を行った場合には、地域の特産品が返礼品として贈られます。

町の財政状況を公表します

令和2年度上半期

財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、令和2年度上半期（令和2年9月30日現在）の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

（ 財政課財政係 ☎888-1111 (221・222) ）

■一般会計

（単位：千円・％）

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,794,131	4,713,511	60.5	議会費	156,208	77,597	49.7
地方譲与税	194,700	55,167	28.3	総務費	6,623,461	5,511,119	83.2
地方消費税交付金	1,017,091	570,855	56.1	民生費	6,479,771	1,815,233	28.0
地方特例交付金	63,459	63,459	100.0	衛生費	1,760,760	525,494	29.8
地方交付税	769,575	493,655	64.1	農林水産業費	424,262	182,438	43.0
分担金及び負担金	145,907	53,328	36.5	商工費	552,079	146,687	26.6
使用料及び手数料	247,790	98,855	39.9	土木費	2,599,471	1,044,110	40.2
国庫支出金	7,704,167	5,491,773	71.3	消防費	697,433	423,309	60.7
県支出金	1,518,558	133,717	8.8	教育費	2,755,798	728,205	26.4
繰入金	727,729	0	0.0	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	440,516	688,105	156.2	公債費	1,393,617	679,832	48.8
諸収入	446,808	106,006	23.7	諸支出金	153,315	0	0.0
町債	2,256,100	0	0.0	予備費	12,698	0	0.0
その他	282,343	96,588	34.2				
合計	23,608,874	12,565,019	53.2	合計	23,608,874	11,134,024	47.2

■特別会計

（単位：千円・％）

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	4,899,934	2,125,573	43.4	1,593,892	32.5
介護保険	3,357,663	1,393,600	41.5	1,342,723	40.0
後期高齢者医療	1,000,003	202,541	20.3	419,017	41.9
合計	9,257,600	3,721,714		3,355,632	

※予算現額（一般会計および特別会計）：当初予算額に4月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額です
 ※会計各々の性質・事業の内容により執行状況が異なります

■公営企業会計

（単位：千円・％）

区分		予算現額	執行済額	執行割合	
水道事業会計	収益的	収入	1,202,826	532,341	44.3
		支出	1,101,887	255,217	23.2
	資本的	収入	42,920	17,820	41.5
		支出	593,429	159,174	26.8
下水道事業会計	収益的	収入	1,816,820	928,971	51.1
		支出	1,604,491	308,985	19.3
	資本的	収入	686,667	66,435	9.7
		支出	1,270,150	410,044	32.3

※収益的：事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます
 ※資本的：施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます
 ※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、損益勘定留保資金等で補てんします
 ※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

（単位：千円）

区分	現在高
一般会計	13,838,812
公営企業会計	7,537,439
水道事業	1,584,217
下水道事業	5,953,222
合計	21,376,251

●一時借入金 なし

■基金の現在高

（単位：千円）

区分	現在高
財政調整基金	2,137,000
減債基金	373,100
その他の基金	1,981,071
国民健康保険支払準備基金	280,000
介護給付費準備基金	416,368
土地開発基金（現金）	3,600
合計	5,191,139

『令和3年度』からの個人住民税 (県・町民税)の主な改正について

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (152・156)

令和3年度(令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に得た収入)の個人住民税から適用される改正点のうち、基礎控除と給与所得控除についてお知らせします。

今回の改正では、**基礎控除額が一律10万円引き上げられます**。一方、**給与所得控除額は一律10万円引き下げられます**。

■基礎控除の控除額の改正

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	33万円 ※所得制限なし	43万円
2,400万円超 2,450万円以下		29万円
2,450万円超 2,500万円以下		15万円
2,500万円超		0円

▼合計所得が2,400万円超の高所得者は段階的に控除額が引き下げられ、2,500万円超の所得者は基礎控除額が0円になります

■給与所得控除の控除額の改正

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋18万円	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋54万円	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋120万円	収入金額×10%＋110万円
850万円超 1,000万円以下		
1,000万円超	220万円(上限)	195万円(上限)

▼給与等の収入金額が850万円超の人のうち、下記の3つの条件のいずれかに該当する場合は、新たに設けられた「所得金額調整控除」が適用になります

① 特別障害者に該当する人 ② 23歳未満の扶養親族がいる人 ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる人

「所得金額調整控除」＝(給与等の収入金額－850万円)×10%

※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額は、一律15万円

●この他にも令和3年度の個人住民税から適用される改正点がありますので、詳しくは町ホームページの税務課のページをご覧ください。また、所得税につきましては国税庁のホームページをご覧ください

医療費控除の申告について

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

医療費控除を申告する際の添付書類について

■平成 29 年度分 (平成 28 年中所得分) 以前の申告

医療費控除の申告をする際には、「医療費の領収書」の添付または提示が必要です。

■平成 30 年度分 (平成 29 年中所得分) 以後の申告

医療費控除の申告をする際には、医療費の領収書をもとに**自身で作成した「医療費控除の明細書」**を添付する必要があります。

※「医療費の領収書」の添付は不要となりますが、作成された明細書の内容に疑義がある場合等、税務署等から「医療費の領収書」の提示を求められる場合がありますので、5 年間は自宅で保管してください

セルフメディケーション税制について

■セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進および疾病の予防としての一定の取組（予防接種・定期健康診断等）を行う人が、平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（※ 1）を支払った場合は、**従来の医療費控除との選択**により医療費控除の特例を受けることができる制度です。

※ 1 特定一般用医薬品とは、医師によって処方される医薬品から薬局などで購入できる医薬品に転用された医薬品のことです

■セルフメディケーション税制を申告する際の添付書類

セルフメディケーション税制の申告をする際には、医薬品購入費の領収書をもとに**自身で作成した「セルフメディケーション税制の明細書」**を添付する必要があります。また、健康の保持増進および疾病の予防のために行った一定の取組内容について、その取組を行ったことを明らかにする書類（※ 2）の添付または提示が必要です。

※ 2 一定の取組を行ったことを明らかにする書類とは

- ▼インフルエンザの予防接種または定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書または予防接種済証
- ▼市区町村のがん検診の領収書または結果通知表
- ▼職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ▼特定健康診査の領収書または結果通知表
- ▼人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書または結果通知表

●所得税・住民税の申告手続きについては、12 月 18 日（金）発行『広報あみ 1 月号通常版』に掲載予定です

e-TAX (国税電子申告・納税システム) で確定申告を！

毎年、確定申告の時期は税務署等の窓口が大変混雑します。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、e-TAX を用いたネットによる確定申告にご協力をお願いします。

所得税の確定申告の提出を紙ではなく、e-TAX による電子データで提出することで、国税、地方税の事務経費削減、省力化に繋がることから、自宅等から e-TAX での確定申告書の提出にご協力をお願いします。

- ▼ e-TAX を行うには事前の準備が必要です。詳しくは下記にお問い合わせください
- ▼ 24 ページのインフォメーションにも e-TAX についての内容が掲載してあります
- e-TAX に関する問い合わせ

竜ヶ崎税務署（龍ヶ崎市川原代町 1182-5） ☎ 0297-66-1303（自動音声案内）

震災時に自宅でけがをしないために 備えよう！ 家の中の安全対策！！

震災時に被害を最小限にとどめるには、自分のことは自分で守る『自助』が大切です。

いつ起きてもおかしくない大地震に備え、自身や家族の身を守るために、家具の転倒防止など家の中の安全対策に取り組みましょう。

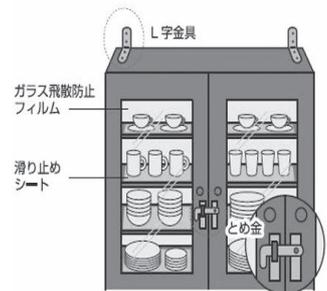
防災危機管理課 ☎888-1111(277)

家の中の安全対策のポイント

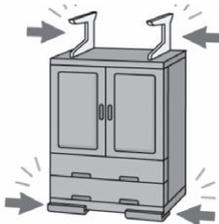
食器棚 飛び出し防止をしよう



- ▼ L字金具などで固定し、棚板にはすべりにくい材質のシートを敷きましょう
- ▼ 観音開きの扉の食器棚には開放防止金具を取り付けましょう
- ▼ 戸棚のガラスには飛散防止フィルムを貼りましょう



家具 金具などで家具を固定しよう



- ▼ 家具と壁や柱の間に遊びがあると倒れやすく危険です
- ▼ L字金具で壁に固定したり天井との間に突っ張り棒を入れるか、家具の下に板などをはさみ壁面に寄りかかるように固定しましょう
- ▼ 物の収納は重いものを下にし、家具の重心を低くしましょう
- ▼ 二段重ねの場合は、つなぎ目を金具で連結しましょう
- ▼ 家具の上に落ちやすいものは置かないようにしましょう



寝室 倒れそうな家具を置かない

- ▼ 就寝中、地震に襲われると危険です。寝室にはなるべく家具を置かないようにしましょう
- ▼ 子ども・高齢者・障害者等は倒れた家具が妨げとなり逃げ遅れる恐れが高いので注意しましょう

廊下・玄関 避難経路を確保しよう

- ▼ いざというときに安全に避難できるように、玄関などの出入口やそこに至る通路には倒れやすい物を置かないようにしましょう

照明器具 鎖と金具で固定しよう

- ▼ 1本のコードでつるすタイプのものは、鎖と金具で数箇所とめましょう
- ▼ 蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープでとめ、落下を防止しましょう

窓ガラス 飛散防止をしよう

- ▼ 飛散防止フィルムを室内側に貼りましょう

● 町メール配信サービス「あみメール」を登録しましょう！

災害情報（気象情報や災害時の避難情報等）や防犯情報のほか、町のイベント情報などが配信されます。t-ami@sg-m.jp あてに空メールを送信、もしくは右記二次元コードを読み取り登録してください。



● 防災行政無線情報専用フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容を下記のフリーダイヤルでも電話で確認することができます。

☎ 0120-131-813 (通話料無料)

いざという時に備え「非常用持出袋」を用意しておきましょう！
3日分程度の食糧・日用品・懐中電灯・スマートフォンの予備バッテリー・マスク・消毒液・体温計も忘れずに。



年末の交通事故防止

12月1日～15日 年末の交通事故防止県民運動実施期間

生活環境課交通防犯係 ☎888-1111 (253)

年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の多発が懸念されるほか、忘年会など飲酒する機会が増え、飲酒運転による事故の発生も危惧されます。

皆さん一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上、交通事故防止の徹底を図り、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

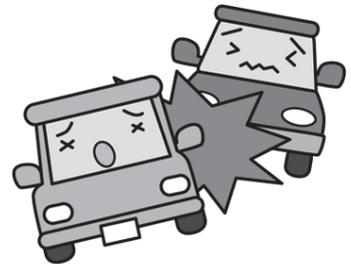
子供と高齢者の交通事故防止 ※横断歩道横断中の歩行者保護に努めよう！

- 横断歩道は歩行者優先、歩行者等がいる場合は必ず停止しましょう
- 子供や高齢者のそばを通る場合は、急な横断等に備え、十分に速度を落とす等、思いやりのある運転を心がけましょう
- 交差点右折時は、特に死角となりやすい右後方から横断する歩行者等に注意しましょう



夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 運転者は、早めのライト点灯や、こまめな上下切り替えなどを徹底し、交通事故防止に努めましょう
- 自転車や徒歩で外出する時には、反射材を着用するようにし、周囲に自分の存在を知らせて交通事故を未然に防ぎましょう



飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は、他人の命を脅かす極めて悪質・危険な犯罪です
- 飲酒運転をしたドライバーはもちろん、運転者への車両提供者、酒類の提供者、車両の同乗者に対しても、厳しい罰則が定められています
- 「飲んだら運転しない・運転するなら飲まない・運転する人には飲ませない」を確実に実践し、飲酒運転を根絶しましょう



～「飲酒運転 たった一杯 一生の後悔」～



飲酒運転根絶の町 阿見町

第7回 緑のカーテンコンテスト

生活環境課 ☎ 888-1111 (252)

「緑のカーテンコンテスト」受賞者が決定

「第7回緑のカーテンコンテスト表彰式」が、10月23日(金)に阿見町役場で行われました。アミエコクラブと町が共催し、平成26年度から地球温暖化防止に効果のある「緑のカーテン」への取組の推進としてコンテストを実施しており、第7回目となる今年度は、12点の応募写真を公民館等に展示し、ご覧いただいた皆さまの投票により、受賞者を決定しました。



■受賞者の皆さん

- ▼ベストグリーン賞 吉田弥寿子さん(写真左から1人目)
- ▼涼しいで賞 古屋和代さん(左から2人目)
- ▼きれいで賞 佐野茂さん(左から3人目)
- ▼さわやかで賞 小川明德さん(左から5人目)
- ▼がんばったで賞 大西信子さん(左から6人目)

受賞者の皆さまには、千葉町長からの表彰後、協賛の▼町商工会▼(株) 中セキ関東甲信越から副賞が贈られました。また、今回コンテストに応募していただいた参加者の皆さまには、▼三菱商事ライフサイエンス(株) 土浦工場▼井関農機(株)から参加賞が贈られました。また来年も、町内の皆さまからの「緑のカーテンコンテスト」へのご応募をお待ちしています。

霞ヶ浦流域の小規模事業所に対する排水規制が強化されます

令和3年4月1日から、茨城県霞ヶ浦水質保全条例等の一部が改正され、飲食店やコンビニエンスストアなどの小規模事業所の排水規制が強化されます。これにより、排水基準超過による改善命令や罰則の適用範囲が拡大され、これまで対象とならなかった小規模事業所を含めたすべての事業所が対象になります。排水処理施設の整備などに対しては、融資制度や利子相当額を補給する制度があります。詳しくは下記に問い合わせください。

●排水の水質基準を守りましょう

霞ヶ浦流域のすべての事業所が守るべき排水基準が、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」により定められています。現在は、基準を超過した小規模事業所には改善勧告を出し、改善されない場合は事業所名を公表する措置をとっています。令和3年4月1日からは、基準を超過したすべての事業所に改善命令を出し、改善されない場合には罰則を科す場合があります。

	BOD (生物化学的酸素要求量)	浮遊物質量	窒素	リン
日間平均	20mg/L	30mg/L	—	—
最大	25mg/L	40mg/L	45mg/L	6mg/L

お問い合わせ

県民生活環境部環境対策課 ☎ 029-301-2966 県南県民センター環境・保安課 ☎ 029-822-7048

～人と自然が共存し、環境を守るまち あみ～

霞クリーンセンターからのお願い

廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0091

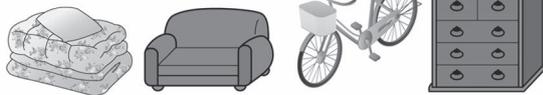
家庭ごみはごみ集積所へ

霞クリーンセンターにごみを直接持ち込む人が増加したことから、構内で順番待ちの車輛の渋滞が度々発生し、来所者の皆さまをお待たせしてしまう状況が生じています。霞クリーンセンターへのごみの直接持ち込みは、ごみ集積所に出すことができない粗大ごみ等を処分することが本来の目的ですが、持ち込まれたごみの中には、ごみ集積所に出せる家庭ごみも含まれています。霞クリーンセンター構内が混雑すると、ごみ集積所の収集業務に支障が生じてしまいます。

また、現在は新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためにも、粗大ごみ以外の家庭ごみは、ごみ集積所をなるべく利用ください。並びに、土曜日や休日明けの平日、年末の時期は特に混雑しますので、できる限り混雑が予想される日を選んで搬入していただくようお願いします。

今後とも、霞クリーンセンターの円滑な運営にご協力いただきますようお願いします。

粗大ごみ



粗大ごみとして出せるもの

▲タンス・ベッド・ソファ・机・椅子・本棚・食器棚などの家具類 ▲ふとん・座ぶとん・毛布・電気毛布・マットレス ▲扇風機・ステレオ・電子レンジ・ストーブなどの電気製品 ▲自転車 ▲カーペット ▲ガステーブル ▲電子ピアノ・オルガン ▲家電リサイクル法に該当する家電製品

霞クリーンセンターへのごみの持ち込みについて

集積所に出せない粗大ごみを霞クリーンセンターへ持ち込んで処分することができます。

下記の時間を過ぎた場合は受付ができませんので、日時をご確認のうえ搬入してください。

●受付日時 月曜～金曜日：▼午前9時～正午▼午後1時～4時 土曜日：▼午前9時～11時
※日曜日・祝日・年末年始は受付していません

霞クリーンセンターにごみを持ち込んだ際のごみ処理手数料

ごみの重量に応じて、下記のごみ処理手数料がかかります。

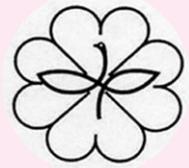
○家庭ごみ：▼50kgまでは無料▼50kgを超えた分については10kg当り150円

○事業ごみ：▼10kg当り230円

霞クリーンセンターにごみを持ち込む際の注意事項

- ▼ごみを「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」に分別をしたうえで、お持ちいただきますようお願いいたします
- ▼受付の際に運転免許証等で住所確認をさせていただきます。住所確認は、他市町村からのごみの持ち込み等を防止し、ごみの適正処理を図るために行っているものです
- ▼大量にごみを持ち込まれた場合は、ごみの排出場所等詳しくお聞きする場合やごみの内容物を点検させていただく場合がありますので、ご了承ください
- ▼他市町村指定のごみ袋に入れられたごみは、受け取ることはできません
- ▼再利用できるものは、お知り合い等にお譲りすることや、リサイクルショップを利用してごみの減量化に努めていただきますようお願いいたします
- ▼係員の指示に従わない場合は、受付をお断りする場合があります

民生委員児童委員協議会だより



民生委員の
マーク

家庭福祉部会

田村 由美子



民生委員児童委員は、識見の向上を有するために、家庭福祉部会・生活福祉部会・障害者福祉部会・高齢者福祉部会・児童福祉部会のいずれかに所属することになっています。

- ① ひとり親家庭・DV等の早期発見と援護対策
 - ② 未成年非行者の指導対策
 - ③ 乳幼児健康推進対策
- となつていきます。この業務を遂行するため、年度ごとに事業計画を立て2回の研修を設定します。

ひとり親家庭は、全国的にも増加傾向になっており、主な原因としては、離婚によるものが多く、色々な立場で子どものために一生懸命に頑張っておられる人の手助けになればと思ひ、町の子育て支援・支給認定等の研修会を予定していました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

め、定例会(毎月)は、中止になった月もあり予定通りには計画も進みませんが、6月から各人の体温を計測しながら慎重に開催しています。

生活福祉部会

長尾 和博



生活福祉部会は「生活保護世帯の発見と支援」「低所得世帯の支援」を目的として、周辺知識の習得および関連施設見学等で研修を行います。町福祉事業の中で低所得者を対象に生活福祉資金貸付・小口資金貸付・生活困窮世帯への食料提供等の制度があります。

ただ現在は国の支援が拡大し、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付が社会福祉協議会で受付されています。新型コロナウイルス感染症拡大がわずか数ヶ月で非日常の生活に追い込み、その影響で生活困窮者が急増しているためです。緊急小口資金等の特例貸付については、8月末現在で

473人に約1億5千4百万円が貸付されています。

6月現在の生活保護世帯は522世帯で半数以上が高齢者です。団塊世代の高齢化が進むと同時にひとり暮らし高齢者が急増し、色々な意味であと20年が正念場だと言われています。また団塊ジュニア世代も非正規雇用率が高く低収入のまま高齢化する人が増えるでしょう。

不安定な時期こそより一層弱者に寄り添い支援することが民生委員の役割です。お困りの人は遠慮なくご相談ください。

障害者福祉部会

中井 文子



障害者福祉部会は令和元年12月から3年間続く部会で16人の委員でスタートしました。

業務内容は、
① 身体障害者福祉・知的障害者福祉および精神障害者

② 在宅心身障害者の発見と援護支援対策
となつており、「障害」についての理解を深め、さまざまな福祉サービスを学ぶため、今年度も施設訪問や研修会を計画していました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、中止せざるをえない状況です。

近年、地域の中で生活する障害を持つ人は増加傾向にある一方で、民生委員・児童委員の障害者に関する相談支援件数は、減少傾向にあるようです。以前より福祉サービスが充実してきたことが理由のひとつかもしれませんが、これまでどおり訪問活動や地域での居場所づくりは重要であると考えています。

今まで当たり前だと思つていたことが当たり前ではなくなりました。今後は新しい生活様式を心がけながら、民生委員活動を行う必要があります。これまで築いてきた地域のつながりが消えないよう、活動してまいります。

高齢者福祉部会

青山 和江



- 高齢者福祉部会は16人で構成されています。業務内容は
- ①寝たきり・ひとり暮らし高齢者の発見と援護対策
 - ②高齢者の生きがいを、保健衛生推進事業
 - ③施設、福祉対策、在宅福祉対策です。

これらを念頭に、1年間の事業計画を立て、事業の遂行にあたっています。初回の研修会は、担当者による「町の高齢者の現状について」講話を受けます。学びの中から援助を必要としている人々の良き相談相手となり、できる限りの福祉サービスの提供に努めることが必須条件と考えます。

そして、高齢者の引きこもりをなくし、生きがいに繋がる援助が重要となります。私たちは、身近なものからの活動をすすめています。愛の定期便・ふれあい電話・ふれあい地区館ほのぼの交流会等の広い面で話す機会が出来ます。人と人

とのふれあいができ、安否確認にも繋がっていきます。しかし、今年度は新型コロナウィルスにより、現在計画の実行に至っておりません。部会は、地域の中で支援を求めている皆さまには今まで通りの支援を継続しています。また、困難な問題にも躊躇することなく、良き相談相手となり、必要な助言ができ、お役に立てるよう日々研鑽に努めてまいります。

児童福祉部会

長沼 繁代



3年に一度の改選を昨年12月に終え、児童福祉部会は16人の部員で新たな任期がスタートしました。

これまで部会では、小中学校の入学式、卒業式、運動会、体育祭等の学校行事に参加したり、夏季・冬季休業前には、主任児童委員と児童福祉部員が、小・中学校へ赴き、学校や子どもたちの様子を伺ったり、他市町村の民生委員児童委員

協議会と交流したり、講師を招いて研修会等を行ってきました。

しかし、今年は新型コロナウィルスの感染が広がりつつある現状を踏まえ、感染症拡大防止のため、これまでと同様に活動することができません。学校も再開しましたが「3つの密」を徹底的に避けるなど、感染症予防対策を行っています。

「銀も金も玉も何せむにまされる宝子にしかめやも」(山上憶良)昔から日本には子どもを宝物として大事にしてきた歴史があります。

地域の宝である子ども達の未来を守るため、すべての子どもたちが安心して笑顔で過ごせるよう、地域の皆さまのご支援よろしく願います。

主任児童委員

長塚 和子



主任児童委員の活動の一つとして、町内の学校訪問をし

ています。その中のひとつ、君原小学校を紹介します。君原小は、本年度4月より、町内のどこからでも通学できる小規模特認校となりました。少人数での教育のよさを活かした、特色ある教育ときめ細かな指導を行います。

君原小では、さまざまな作物づくりや収穫体験、乗馬など生き物とふれあう体験、伝統芸能のひよつとこ踊りや和楽器の演奏体験など地域の特色を活かした活動をしています。また、低学年から外国語活動に取り組み、語学力やコミュニケーション能力を高めたり、

学習機材を効果的に使い、一人ひとりの理解状況に応じた学習指導を行ったりしています。

各学年の児童数は、君原小の通学区域の児童を含めて16人を上限とします。通学にあたっては、保護者の送迎をお願いしています。就学を希望される人は、左記にお問い合わせください。

▼君原小学校の教育内容に関すること：君原小学校 889-0118

▼小規模特認校制度の手続きに関すること：学校教育課 888-1111 (322)

民生委員・児童委員とは？

住民の立場にたって、まちの福祉を担うボランティアです

民生委員・児童委員は、民生委員法および児童福祉法により厚生労働大臣から委嘱を受け無報酬でさまざまな活動を行っています。また、皆さんからの相談の解決にあたり、専門機関や福祉サービスなどを紹介し、行政とのパイプ役や調整役を務めています。すべての「民生委員」は「児童委員」を兼ねており、子供に関する相談支援活動も行います。また、子供に関する支援活動を行う「主任児童委員」がいます。

高 齢 福 祉 社

寝たきり・認知症などの高齢者 および介護をされている人へ

高齢福祉課 ☎888-1111 (743・142・143・144)

『在宅寝たきり高齢者 等介護慰労金』の支給

在宅で寝たきりまたは認知症の高齢者を介護している人を対象に、介護者の労苦に報いることを目的とした慰労金が支給されます。

対象

令和2年1月1日～令和2年12月31日の1年間継続して町に住所を有し、かつ令和2年12月31日現在65歳以上の高齢者を在宅で介護している人で、次の要件に該当する人。

- ▼令和2年1月1日～令和2年12月31日の間に、継続して介護保険で要介護4以上と認定されている高齢者を常時在宅で介護している（3か月以内の入院は在宅とみなす）
- ▼右記期間に継続して介護保険サービスを利用せずに介護している
- ▼（短期入所生活介護および短期入所療養介護の合計7日以内の利用並びに居宅介護支援の利用を除く）
- ▼住民税非課税世帯に属している
- ▼被介護者が介護保険料を滞納していない

手続き

対象となる可能性のある人には12月末に案内文を送りますので、対象となることを確認のうえ、高齢福祉課までお申し込みください。

- ▼申込期間：令和3年1月4日～29日 ※土・日・祝日を除く
- ▼支給月：令和3年3月

支給額

10万円

『障害者控除対象者認定書』による所得控除

寝たきり・認知症等の65歳以上の人で町から障害者に準ずるとして『障害者控除対象者認定書』（以下認定書）の交付を受けた人は、身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、所得税・個人住民税の所得控除を受けられます。この認定書の交付を受けるには、高齢福祉課窓口へ申請が必要です（後日、郵送で交付します）。

対象

令和2年12月31日現在で、精神・身体に障害があり、次のいずれかに該当する人。

- ▼特別障害者…▼身体障害者手帳1・2級に準じる人
- ▼重度の知的障害に準じる人
- ▼6か月以上寝たきりの状態にある人
- ▼障害者…▼身体障害者手帳3～6級に準じる人
- ▼軽・中度の知的障害に準じる人
- ▼身体障害者手帳などの交付を受けている人は、その手帳によって障害者控除の対象になりますので、申請の必要はありません

おむつ代の医療費控除

傷病によりおむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている人のおむつ代は、医療費控除の対象となります。確定申告には、医療費控除の明細書と医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降の人については、医師が発行するおむつ使用証明書が町が発行する主治医意見書の内容を確認した書類に代えることができますので、高齢福祉課窓口へ申請してください。

高齢福祉課にて証明を受けられる人

令和2年12月31日現在で、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人で、おむつを使用している人。その他に条件がありますので、申請前に高齢福祉課にご相談ください。

申請方法

介護保険証・認印・窓口に来られる人の本人確認書類を持参し、高齢福祉課窓口にて申請してください。後日書類を郵送にて交付します。

問合せ

- ▼『介護慰労金』の支給：高齢福祉課 高齢福祉係 ☎888-1111 (743・142)
- ▼『障害者控除対象者認定書』『主治医意見書』の内容を確認した書類の交付：高齢福祉課 介護保険・支援係 ☎888-1111 (143・144)
- ▼確定申告：税務課 町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。舞い落ちる葉や冷たい風に冬の訪れを感じる季節となりました。今月は「児童館」をご紹介します。

町には2つの児童館があり、乳幼児と保護者、小学生から高校生まで、どなたでも自由に利用できます。ぜひ遊びに来てください。



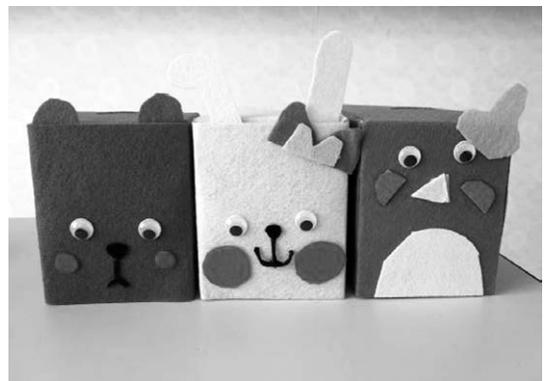
乳幼児対象の活動

乳幼児と保護者を対象に『育児サークル』を行っています。ふれあい遊びやリトミック、絵本の読み聞かせや季節のイベントなど、親子で楽しめる遊びを提供しています。事前予約は不要ですので、気軽に遊びに来てください。例年、町内の施設や公園に出向いて『うごく児童館』を開催し、多くの人に児童館を知っていただけるよう、音楽会や観劇会、親子リトミックなどいろいろな企画をしています。また、うごく児童館では、更生保護女性の会や母親クラブの皆さんにも、活動の協力をしていただいています。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為に、安全に配慮しながら活動を進めています。



小学生の活動

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為に、小学生対象のイベントを中止していますが、毎年町内の小学生を対象に、『体験教室』や『クラブ活動』、シルバークラブの皆さんと交流を楽しむ『地域交流会』などのイベントを開催しています。体験教室では、『貯金箱』『バッグ』『押し花』作りを行いました。今後、イベントができるようになりましたら、『じどうかんしんぶん』等でお知らせします。小学生以上であれば子どもたちだけで、児童館を利用し、縄跳びや折り紙、お絵かき等で遊ぶことができます。来館の際は、体調の確認とマスクの着用、手指消毒等の協力をお願いします。



母親クラブ ※登録制

『母親クラブ』は、町内に在住している母親が中心となり、二区児童館を拠点として活動をするボランティアグループです。人形劇や絵本の読み聞かせを行う『ポッキーグループ』、自分たちで親子あそびを企画し楽しむ『ひよこグループ』の2グループがあります。季節のイベントの開催や研修会の他、近隣公園の安全確認を行う「ハザードチェック」など、さまざまな活動をしています。昨年度は阿見消防署へ行き、消防車や救急車を間近で見たり、火災時の避難方法を聞いたりしました。『母親クラブ』は毎年1月に募集を開始しますので、興味のある人や電話での説明をご希望の方は、二区児童館にお問い合わせください。



問い合わせ ▼学校区児童館 ☎887-4093 ▼二区児童館 ☎843-3282

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ

健診は受けましたか？

ご自身の健康管理のために
健診は毎年受けましょう

希望日に受診できる『**医療機関健診**』をご利用ください

国民健康保険の人

国保年金課国保係 ☎ 888-1111 (131~133)

■ 健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
特定健診	40～74歳 (令和3年3月31日までに40歳に到達する人～75歳の誕生日前までの人)	▼基本項目:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼詳細項目:貧血検査・眼底検査・心電図検査・腎機能検査 ※受診する医療機関により検査項目が異なります。詳細については国保年金課へお問い合わせください	1,300円

■ 受診できる医療機関

町内の医療機関のみを抜粋しています。このほか、町外の医療機関もありますので、町ホームページをご覧ください。また、国保年金課までお問い合わせください。

医療機関	住所	電話番号
霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	中央3-20-1	887-4563
あみ小林クリニック	若栗1765-1	888-2200
阿見第一クリニック	中郷2-30-6	887-3511
印南クリニック	荒川本郷1329-1	834-2222
なるしま内科医院	本郷1-22-1	869-4820
南平台メディカルクリニック	南平台1-2213-2	888-0888
脳と心のクリニック	南平台1-32-1	819-4047

■ 受診方法

医療機関に予約のうえ、国保年金課から送付している特定健康診査受診券(黄色の受診券)を医療機関へ持参してください。受診券をお持ちでない人は再発行いたしますので、国保年金課までご連絡ください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間(脳)ドックを受診した人、あるいは受診予定の人は受診できません。

■ 受診可能な期間 令和3年3月31日まで

後期高齢者医療の人

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (134・135)

■ 健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
後期高齢者健診	75歳の誕生日以降の人、65～74歳で後期高齢者医療保険証をお持ちの人	▼基本項目:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼追加項目:腎機能検査 ※高血圧や糖尿病等で受診中の人は、主治医にご相談のうえ受診ください ※詳細項目(貧血検査・眼底検査・心電図検査)は別途料金で受診できます	無料

■ 申込方法

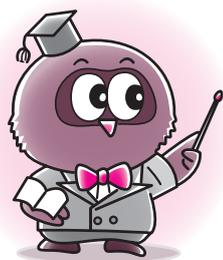
受診券を発行しますので、右記医療機関に予約のうえ、保険証を持参し国保年金課窓口でお申し込みください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間(脳)ドックを受診した人、または受診予定の人はお申し込みできません。

■ 受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター ☎ 887-4563

■ 受診可能な期間

令和3年3月31日まで



申告の際まで大切に保管を…

社会保険料(国民年金 保険料)控除証明書



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯

●**ご家族の保険料も納付している人**

▼年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付した人には、来年2月上旬に同様の証明書が送付されます

▼**注意事項**
納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます

▼**証明内容**
1月1日から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額
▼年内に納付が見込まれる場合の納付見込額

国 国民年金保険料は、その年に納付した金額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、納付(見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。
このため、日本年金機構から11月上旬に送付された、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様の『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』(はがき)は、申告の際まで大切に保管してください。

して納付する義務がありません。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象となります。
このような場合には、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。このとき、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付等する必要があります。

控除証明書再発行の電話番号
(ねんきん加入者ダイヤル)
☎0570-0003-0004
▼月々金曜日：午前8時30分～午後7時 ※第2土曜日は午前9時30分～午後4時まで。土・日・祝日、12月29日～1月3日は利用不可

土浦年金事務所から

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアにて納めることができます。またクレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない人に対して、電話・文書・訪問により、早期に納めていただけるよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書(督促状)を送付し、指定された期限までに納付がない場合は延滞金を課すだけでなく、納付義務のある人の財産を差し押さえることがありますので、早目の納付をお願いします。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、町役場の国保年金課窓口へご相談されるようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります

問い合わせ

土浦年金事務所 ☎825-1170

12月1日は 『世界エイズデー』です



問い合わせ 健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

世界エイズデーは、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が1988年に制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

HIV・エイズ (AIDS) とは

- ▼ HIV（ヒト免疫不全ウイルス）とは、からだを病気から守っている免疫細胞に感染するウイルスです。HIV感染後、進行すると抵抗力（免疫）が低下し、さまざまな病気を発症します。この病気の状態をエイズと言います
- ▼ HIV感染症・エイズを予防するためには、感染経路を正しく理解して、常に感染を防ぐ方法を行うことが重要です。また、治療を早期に始めることにより、エイズの発症を防いで、日常生活を維持できることが期待できます

HIVの感染経路と予防法

- ▼ HIVは感染力の弱いウイルスですが、主に3つの経路で感染します。予防対策を行えば、それ以外の日常生活のなかでうつることはまずありません

① 性行為による感染

日本では最も多い感染経路で、感染原因の70～80%を占めています。性行為におけるコンドームの正しい使用は、HIV感染症・エイズ予防に有効な手段です。

② 血液を介しての感染

HIVが存在する血液の輸血や、覚せい剤などの依存性の薬物の「回し打ち」による注射器具の共用などによって感染します。日本では、現在、献血された血液による感染の可能性は極めて低くなっています。

③ 母親から赤ちゃんへの感染

HIVに感染しているお母さんから、妊娠中や出産時・授乳中に赤ちゃんに感染することがあります。しかし、適切な予防対策を行うことで、赤ちゃんへの感染を0.5%未満にまで低下させることができます。

感染が心配なとき

保健所ではHIV抗体検査（エイズウイルスに感染しているか）を無料、匿名で受けることができます。町を管轄している竜ヶ崎保健所では、現在、新型コロナウイルス感染症対応のため、HIV検査が中止されています。再開については未定です。HIV検査をご検討の際は、事前に電話で直接保健所に実施状況をご確認ください。

■ 問い合わせ

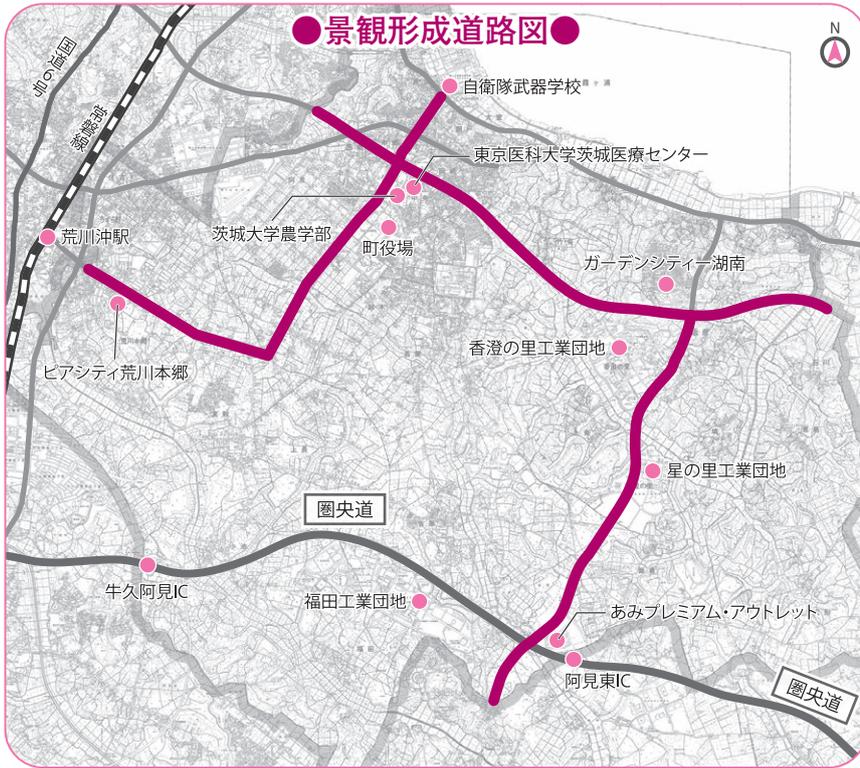
- ▼ 竜ヶ崎保健所保健指導課：☎0297-62-2367

国道125号バイパス・都市軸道路は、

『景観形成道路』に 指定されています



都市計画課 ☎888-1111 (231)



■景観形成道路とは
 良好な景観づくりを目的に、町景観条例に基づいて指定される道路のことです。左図の路線が指定され、計画的な景観誘導を行っています（左記『景観形成道路図』参照）。

指定を受けると
 景観形成道路は、区間ごと

に景観形成に関する方針（以下、基本方針）と、沿道景観形成基準（以下、基準）が定められています。
 景観形成道路に指定された一定の範囲内では、建築物や屋外広告物の新築などの際には、それらの基本方針・基準に沿った計画づくりを行っていただくこととなります。

●届出の流れ●



■主な基準の内容

基準では、沿道の敷地・建築物・屋外広告物などに対し、▽壁面の位置・高さ・意匠▽敷地の緑化▽囲障（垣根・さく等）—などに関するルールを定めています。

■届出制度

景観形成道路の指定範囲内で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転—などの行為は、事前にその内容を町に届けていただく必要があります。景観形成道路にかかる行

為の届出は、左図のように行います（左記『届出の流れ』参照）。

■助成制度

良好な沿道の景観づくりに協力していただいた人に対し、『沿道景観整備補助金』および『沿道緑化補助金』を設けています。詳細はガイドラインをご参照ください。

※道路未整備の区間については、道路供用開始時期にあわせて本基準が適用されます
 ※運用開始に関しては、あらためて周知します

▼景観形成ガイドライン（町ホームページに掲載）

<http://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>

消費者コーナー

『くらしの注意報！ ～安全で快適なくらしのために～』

2年度・第3回

消費者問題のご相談は
お気軽にご相談ください



新型コロナウイルスの影響で自宅で過ごす時間が多くなっている中、町消費生活センターにはインターネット通販や訪問販売のトラブルの相談が寄せられています。事例を紹介しますので、トラブルに巻き込まれないようご注意ください。

インターネット通販・・・商品が届かない

●ケース

ネット通販で欲しかった椅子が安くなっていたので注文した。すぐに代金を振込んだが商品は届かず、問い合わせのメールを送っても返信がない。サイトには電話番号は書かれていない。

●アドバイス

▼支払方法を前払いしか選べないサイトは要注意！！

事例のように商品が届く前に代金を支払ってしまうと、被害に遭った場合に支払った代金を取り戻すことは難しくなります。

▼連絡先がメールアドレスのみのサイトは要注意！！

注文をする前に、事業者の名称、住所、連絡先などの表示を必ず確認しましょう。表示がない、連絡先がメールアドレスのみのサイトは要注意です。表示が虚偽の場合もあります。不審に思ったら、注文前にサイトに記載の番号に電話をしてみましょう。電話が通じない場合も要注意です。



▲消費者庁イラスト集より

訪問販売・・・瓦がズレていると言われ屋根工事を契約

●ケース

来訪した業者から、瓦がズレているので見てあげると言われた。点検後すぐに工事をした方がいいと言われ、屋根工事を契約をした。その日の内に工事が終了し、高額な代金を請求され支払った。

●アドバイス

▼契約は慎重に！！

工事が必要と言われてもその場で契約しないで、周囲の人に相談しましょう。クーリング・オフできる場合もあります。おかしいなと思ったらすぐに消費生活センター等にご相談ください。



▲消費者庁イラスト集より

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎888-1871 (ファクシミリ兼用/月～金
曜日の午前9時～午後4時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎188へ)
▼商工観光課 ☎888-1111 (171)

阿見町消費生活センターでは、消費生活相談員を募集しております。詳しくは、阿見町消費生活センターホームページをご覧ください。



「き」っと「み」んなの「は」っぴー「ら」んど！

君原小学校は 町内どこからでも通学できる 『小規模特認校』です！



学校教育課 ☎888-1111 (322)

君原小学校は全校児童 60 人ほどの小さな学校です。令和 2 年 4 月から、町で唯一、町内のどこからでも通学できる「小規模特認校」になりました。少人数での教育の良さを活かした特色ある教育と、きめ細かな指導を行います。

①地域の特色を活かした体験活動

- 周りの豊かな自然を活かした沢山の体験活動を行います。近くの田畑では、地域の農家の皆様のご協力によりさまざまな作物づくりと収穫体験を行います
- 地域の人が育てているポニー乗馬体験のほか、日常生活の中でたくさんの昆虫や植物など、豊かな自然と触れ合えます
- 上級生を中心に伝統芸能の後継者として君島地区に伝わる町指定民俗文化財「ひょっこ」踊り体験や、和楽器の演奏体験を行います



②一人ひとりにきめ細かな教育

- 少人数教育の良さを活かした、きめ細かな指導を行います。教師が一人ひとりの理解状況を把握できることから、その子に応じた指導を行います
- 今年度導入した 75 型大型デジタル黒板をはじめ、ICT 教育に関する機器を活用し、児童一人ひとりの学ぶ意欲を育てます
- オランダ・ロッテルダム日本人学校とインターネット映像中継を用いた交流も予定しています
- 低学年から外国語活動を行い、語学力とコミュニケーション能力を高めます



③君原小の最近のできごと

新型コロナウイルスの影響で中止となった宿泊学習に代わり、学校後援会や保護者の協力のもと、オリエンテーリングやキャンプファイヤー、校内ナイトハイクなどの思い出作りを行いました



制度・手続きの問合せ：学校教育課小規模特認校担当（役場 3 階）☎ 029-888-1111（内線 322）

阿見町の文化財・文学紹介

12月号

生涯学習課（中央公民館内） ☎888-2526

文学紹介：下村千秋の作品を読んで「ねぐら」

ゆっこの母おうらは、流れ者の佐治公に惚れ、やがて年老いた父太左爺と十歳になる娘ゆっこを捨てて駆け落ちしてしまふ。残されたゆっこは、母を慕いつつ狂ったようになる。母は三叉沖の底に潜むと信じられていた龍に取り押さえられてしまったのだと思ひ込み、助けに行くのだと太左爺にせがむ。

やがて真夜中、ひそかに家を抜け出した足の悪いゆっこは小船に乗り沖へ向かう。太左爺が気付いた時は、小船の中には松葉杖だけが残され、ゆっこの姿は何処にもない。

少女ゆっこの死は、母を慕う一途さと龍伝説との混沌融合によって美化され、読者の情をゆさぶる。

▼平成24年刊行「下村千秋の世界」所収筆者：糸賀一郎



お知らせ：「文芸あみ」募集しています！

「阿見町が生んだ作家 下村千秋の世界（平成24年）」に続き、「阿見町が生んだ俳人 渡邊香墨（平成31年）」が刊行されています（ともに定価1000円）。

これを記念して、町民の皆さまや、多くの人から広く作品を募集しています。優秀な作品を本紙面でご紹介しながら、阿見の文学活動をさらに振興したいと思ひます。

俳句をはじめ、短歌、川柳はもちろん、随筆（400字以内）など思いのままに投稿してください。各月末の締切です。

▼応募方法 はがき・封書での郵送、ファクシミリ、左記窓口への持参でご応募ください。様式は自由です。応募の際には住所・氏名・年齢・電話番号・作品制作時の感動や状況・発表可能なお名前（ペンネーム）をお知らせください。

※個人情報厳守します

▼申込先 〒300-0333阿見町若栗1886-11

生涯学習課（中央公民館）文化財係

☎888-2526 ☎888-0032

団体紹介：「フォトクラブあみ」

フォトクラブあみは、写真を通じた活動を行っています。毎月第3日曜日には霞台公会堂にて月例会を開くほか、年2回程度、撮影会と称し小旅行を企画しています。

例年は、町の芸術展にも作品を出品しています。興味のある人のご参加をお待ちしています。

※入会ご希望の人は、文化協会会員、または文化協会事務局（生涯学習課 ☎888-2526）にご連絡ください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております



文化財紹介：山中家住宅（福田の茅葺き古民家）

町の南部に位置する福田工業団地から、さらに南に進むと福田の集落に着きます。家々の間を走る細く入り組んだ道が示すとおり、この地には中世から戦国時代にかけて「福田城」と言われるお城がありました。

山中家住宅は福田城内の南部、乙戸川に面した高台の上に立つ茅葺き屋根を持つ古民家です。建築年代は定かではありませんが、江戸時代後期には、今の姿に近い形で存在したと言われています。

現在、30分の1スケールの古民家模型の巡回展示を行っています。

※展示・実物の見学のお問い合わせ：生涯学習課 ☎888-2526



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

「映画『決戦の大空へ』と土浦海軍航空隊」

予科練習生、そして土浦海軍航空隊を一躍有名にした映画「決戦の大空へ」。1943（昭和18）年9月に封切られたこの映画は、時局の変化に伴い航空兵増員の急に迫られた海軍によるPRのための映画でした。土浦海軍航空隊（現陸上自衛隊武器学校一帯）や周辺でロケを行い、現役の予科練習生も多数エキストラで出演しているため、現在では当時の様子を知ることができる貴重な資料ともなっています。

映画の内容は、土浦中学（現土浦第一高等学校）に通う小柄で体の弱い少年村松克郎が、家にやってくる予科練習生にあこがれて一生懸命に体を鍛え、ついには予科練に合格するというもので、彼を励ます姉の杉枝を演じているのが当時の人気女優原節子です。

原節子といえば、戦後の小津安二郎監督作品でのイメージが定着している感がありますが、戦時中は同じく土浦海軍航空隊が全面協力して制作された映画「ハワイ・マレー沖海戦」等の国策映画にも多く出演しています。

「決戦の大空へ」の劇中、原節子がピアノで弾くのが「若鷺の歌」です。この曲が戦時中としては異例の23万枚の大ヒットとなり、予科練、そして七つボタンの制服が広く知られるようになりました。

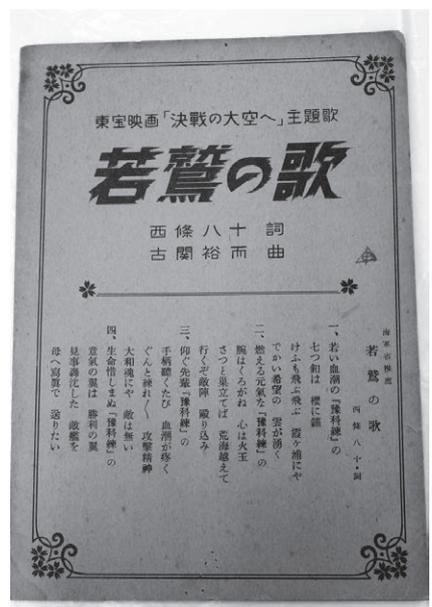
作詞家西条八十と作曲家古関裕而という、戦時歌謡の花形がタッグを組んで制作された「若鷺の歌」誕生にはさまざまなエピソードがあり、古関をモデルにした朝の連続テレビ小説「エール」でも取り上げられていたのでご覧になられた人も多いと思います。

古関は土浦海軍航空隊に一日入隊して予科練習生たちの生活を間近で体験し、曲の構想を練りますがなかなかぴたりくる曲が生まれません。映画会社や海軍から何度も催促されてやっとできた長調の曲を携え、西条八十やディレクター、歌手とともに土浦海軍航空隊を訪れます。

常磐線に乗り航空隊に向かう途中でも曲に対するもやもやが消えなかった古関ですが、利根川を渡って茨城県に入ったとき、ふと、それまでとは違う短調のメロディが頭に浮かびます。「これだ！」とピンときた古関は急いで楽譜にしたため、航空隊で教官、予科練習生にどちらの曲も聞かせます。教官たちは当初作曲した長調の曲がいいと言いましたが、予科練習生たちは短調の曲に己のにぎりこぶしを高く差上げました。こうして「若鷺の歌」の曲が決まった、と、古関の自伝『鐘よ鳴り響け』に記されています。

紆余曲折を経て誕生した「若鷺の歌」は予科練習生のみならず多くの少年たちに愛唱されました。

戦時歌謡ということで現在ではさまざまな見方もありますが、国のために命を懸ける予科練習生のアイデンティティを支え、時には励まし慰めた「若鷺の歌」は、古関裕而から予科練習生への、心からの「エール」であったろうと思われます。



映画「決戦の大空へ」の主題歌
「若鷺の歌」の楽譜（当館蔵）

第104回日本陸上競技選手権大会銅メダル獲得 阿見アスリートクラブ「SHARKS」が表敬訪問

10月5日、阿見アスリートクラブ「SHARKS（シャークス）」に所属する選手の皆さんが、「第104回日本陸上競技選手権大会（10月1日～3日開催）」において3位入賞をはじめとする成績を収め、町長への報告のため来庁されました。

「SHARKS」は、町内で20年以上活動を続ける阿見アスリートクラブが、今年設立した陸上中距離競技のプロチームです。楠康成選手（写真中央）、田母神一喜選手（写真左）、飯島陸斗選手（写真右）の3人が所属し、東京オリンピックへの出場を目標に活動されています。

「第104回日本陸上競技選手権大会」では

- ▼楠康成選手：男子 1500 m 第3位
- ▼飯島陸斗選手：男子 1500 m 第8位
- ▼田母神一喜選手：男子 1500 m 第12位

という好成績を残され、町長へ今後の抱負を語ってくれました。

おめでとうございます！



町内在住の高校生が帰宅困難女性を保護し 牛久警察署から感謝状贈呈

町内在住の吉成隼さん（写真左）と藤原あゆむさん（写真右）が牛久警察署から感謝状を贈呈され、11月6日、その報告のため来庁しました。

両名は9月8日夜間に帰宅困難になっていた女性を保護し交番まで送り届けたことで表彰されました。

千葉町長からは「なかなかできることではなく、2人の勇気ある行動は、とても立派なことで町の誇りです。」と感謝の言葉が送られました。



荒井貞夫さん 県社会福祉自立更生者褒賞を受賞

カスミ阿見店に勤務する荒井貞夫さんが、令和2年度社会福祉自立更生者として県知事表彰を受賞されることになりました。この表彰は、障害者がその障害を克服して職務に10年以上従事し、その実績が顕著で他の模範となると認められた場合に授与されます。

荒井さんは1985年5月からカスミ阿見店に勤務し、商品管理を担当してきました。同店の店長からは「正確な仕事ぶり売り場での気づきが店舗の運営に大きく貢献しています。特にお客様の困りごとや店内の変化等によく気づき、適切に報告をしてくれる、カスミにとって欠かせない大切な人材です。」とお話いただきました。

おめでとうございます。



全日本不動産協会茨城県本部・茨城県宅地建物取引業協会と「阿見町空き家バンク媒介に関する協定」を締結

11月2日、全日本不動産協会茨城県本部・茨城県宅地建物取引業協会の2団体と「阿見町空き家バンク媒介に関する協定」を締結しました。この協定は「阿見町空き家バンク」による空家等の売買・賃貸借の交渉等の媒介について、円滑に推進することを目的として締結されたものです。

※「阿見町空き家バンク」とは、空家を「売りたい」「貸したい」と思う人と、空家を「買いたい」「借りたい」と思う人のマッチングを行う制度です



▲全日本不動産協会茨城県本部



▲茨城県宅地建物取引業協会

特定非営利活動法人マリッジクラブから 災害備蓄品「備食ライス」寄贈

10月2日、特定非営利活動法人マリッジクラブから災害備蓄品『備食ライス』1000食が寄贈されました。

『備食ライス』は災害発生時にそのまま食べることができる非常食です。

町では、今回の寄付を有効活用しながら引き続き大規模災害発生に備え備蓄を進めて参ります。

ありがとうございました。



株式会社菱化デンタルから 使い捨て手袋寄贈

10月15日、株式会社菱化デンタルから、小中学校に使い捨て手袋112箱が寄贈されました。

町内で歯科用品・介護用品等の販売業を営むなか、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況を踏まえ、自社の製品を使用することで小中学校の児童生徒が安心して学校生活を送れることを願い、手袋を寄贈してくださいました。寄贈いただいた使い捨て手袋は、児童生徒の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために有効に活用させていただきます。ありがとうございました。



株式会社デベロップと「災害発生時における 避難所設置の協力に関する協定」を締結

10月2日、町は株式会社デベロップと『災害発生時における避難所設置の協力に関する協定』を締結しました。これにより町で地震・風水害等の災害が発生、または発生が予想される場合、町民の皆さんの安全確保のため、株式会社デベロップが所有・管理する施設を一時的避難施設・宿泊所として使用することができるようになりました。



「災害時における電動車両等の支援に関する 協定」を締結

10月8日、町は東日本三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社と『災害時における電動車両等の支援に関する協定』を締結しました。

これにより、町で災害が発生した際、東日本三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社から電動車両を借用し、電源供給車として活用することができるようになりました。



〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ

安心して暮らせる住まいづくり

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○手摺取付、バリアフリー

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は [美都住建](#) [検索](#)

建築業知事免許（般-29）第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら
LIXILリフォームショップ

茨城県知事免許 (5) 第5548号

有限会社 美都ツ和

〈住まいの相談室〉
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

〈不動産のご相談〉
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目 45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200

インフォメーション

お知らせ

生涯学習課から①～③

①～③は、内容が変更または中止になる場合があります。ご了承ください。

①「町成人式典」開催

今年度の成人式は新型コロナウイルス感染防止の観点から、安全対策として出身中学校ごとに参加者を振り分けて実施します。

▼期日 令和3年1月10日(日)

▼時間

▼第一部：竹来中学校

▼受付：午前9時30分から

▼式典：10時から

▼第二部：阿見中学校

▼受付：午前11時30分から

▼式典：正午から

▼第三部：朝日中学校

▼受付：午後2時から

▼式典：2時30時から

※各部ともに式典終了後に記念撮影を実施します。ぜひご参加ください

▼場所 町民体育館

▼対象 町に住居登録している平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの人

▼その他 令和2年11月1日現在で、町に住居登録をしてい

る人には12月に案内状を送付します。町外にお住まいの参加希望者は下記にお問い合わせください

②「新春お好み演芸寄席」観覧者募集

る人には12月に案内状を送付します。町外にお住まいの参加希望者は下記にお問い合わせください

▼期日 令和3年1月16日(土)

▼時間 午後1時30分から(開場：1時)

▼場所 本郷ふれあいセンター

▼出演者 ▼ノブ&フッキー

▼知里 ▼タブレット純 ▼水戸大神楽総本家家元柳貴家

▼勝蔵社中

▼定員 150席(全席自由)

▼入場料 1500円

▼申込期間 12月23日(水)まで

▼申込方法 申込窓口(▼中央公民館 ▼君原公民館 ▼かすみ公民館 ▼本郷ふれあいセンター ▼舟島ふれあいセンター)で氏名・電話番号を記入し代金引換にて申込み

▼4人まで申込みできます

▼申込用紙の枚数に限りがあります

▼その他 新型コロナウイルス感染防止のため、当日は検温・マスク着用・手指消毒のご協力をお願いします

③共に育む「教育の日」講演会開催

▼期日 令和3年1月23日(土)

▼時間 午後2時～3時30分(開場：1時30分)

▼場所 本郷ふれあいセンター

▼内容 パパは脳科学者 子供を育てる脳科学 ～脳がわかると子育てはもつと楽しくなる～

▼講師 池谷裕二氏(東京大学薬学部教授)

▼定員 150席(全席自由)

▼参加料 無料

▼申込期間 令和3年1月15日(金)まで

▼申込方法 電話・ファクシミリまたは直接左記に申し込む。ファクシミリの場合▼講演名 ▼申込者全員の氏名 ▼電話番号を記載してください

▼4人まで申込みできます

▼定員で締切

▼その他 新型コロナウイルス感染防止のため、当日は検温・マスク着用・手指消毒のご協力をお願いします

▼生涯学習課(中央公民館内) ☎888-2526 ☎888-0032

確定申告に便利なe-Tax用のID・パスワードを取得しよう

確定申告には、ご自宅からパソコン・スマホでご利用いただけるe-Taxが便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、確定申告会場に行かなくてもマイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイ

ナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。また、事前に税務署でID・パスワード方式の手続を行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダー等をお持ちでない人でも、e-Taxをご利用できます。

ID・パスワードはお近くの税務署で5分ほどで発行できます(発行の際に、税務署で職員と対面による本人確認が必要です)。ぜひ取得してください。

税務署は年明けから混み合います。12月ごろまでに取得をお願いします。次の確定申告では、新型コロナウイルス感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

▼その他 ▼マイナンバーカード・ICカードリーダーまたはマイ

ナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。また、事前に税務署でID・パスワード方式の手続を行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダー等をお持ちでない人でも、e-Taxをご利用できます。

ID・パスワードはお近くの税務署で5分ほどで発行できます(発行の際に、税務署で職員と対面による本人確認が必要です)。ぜひ取得してください。

税務署は年明けから混み合います。12月ごろまでに取得をお願いします。次の確定申告では、新型コロナウイルス感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗1766-3
TEL:887-3421 FAX:887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



思い伝える贈りもの

サラタ館 阿見中央店

TEL:840-2438

「樹里」店内に併設

家具の店 **樹里**

TEL:887-3421

一般家庭用家具からオーダー家具まで



インフォメーション

お知らせ 町シルバー人材センター から

● 入会説明会開催

▼日時 12月8日(火)午前9時
30分から1時間程度(5分前
までに集合・要事前予約)

▼場所 町シルバー人材セン
ター(総合保健福祉会館別館)

▼対象 同センターの趣旨に賛
同し、健康で働く意欲のある
町内在住の60歳以上の人(入
会承認制) ※特に女性で施
設清掃、網戸・障子貼り、草
刈り、草取り、植木の手入れ
を希望される人歓迎

● 「マイホームのミニ営繕」 引き受けます

マイホームの床の補修、軽
易な大工仕事、ふすま・障子・
網戸の張り替え、庭木のせん
定、草刈り、草取りなどを行
います。

▼(公社) 町シルバー人材セン
ター ☎ 888-2036

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場 「夜間飛行訓練」

ヘリコプター2〜3機による
標記訓練を行います。

▼日時 12月1日(火)〜3日
(木)、8日(火)〜10日(木)、
15日(火)〜17日(木)、22日(火)
〜24日(木)、日没から約3時
間以内(各機2時間基準)

陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校
総務課 ☎ 842-1121

『まちづくり提案箱』を設置しています

皆さんがまちづくりについて日ごろ思っている、「私はこういう考えをもっている」、「こうしたらもっといい町になる」などのご提案をいただくため、町の公共施設に「まちづくり提案箱」を設置しています。

いただいたご提案は町長が直接拝見し、必要に応じてお返事を差し上げるとともに、今後の町政運営に役立たせていただきます。

「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」を推進していくためには、皆さんの力が必要不可欠です。阿見町がもっと住みよい町になるために、皆さまからのご提案をお待ちしています。

● 提出方法

下記①②の方法で提出する

①各設置場所の提案箱に投函する

※提案箱には提案用紙が備えてあります

②町ホームページから提出する(右記二次元コードからもご確認いただけます)

<http://www.town.ami.lg.jp/0000000593.html>

※提出の際は

▼住所▼性別▼年齢▼名前▼職業▼電話番号▼回答の必要の有無

▼町へのご提案 等の必要事項をご記入ください

● 「まちづくり提案箱」の設置場所

▼役場北口玄関ロビー▼うずら出張所▼福祉センターまほろば▼図書

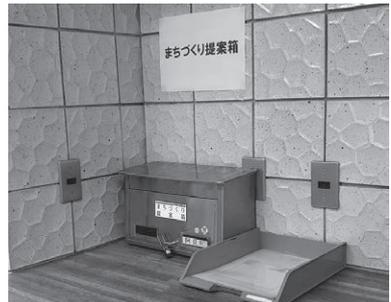
館▼中央公民館▼君原公民館▼かすみ公民館▼本郷ふれあいセンター

▼舟島ふれあいセンター▼総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼町民活動センター

● 問い合わせ

秘書広聴課 ☎ 888-1111 (281)



▲役場北口玄関ロビーに設置されている「まちづくり提案箱」

〈広告欄〉

夢失勿生人 ~人生夢失うことなかれ~ <推薦入試> 1/9 <一般入試> 1/17	輝く笑顔は充実の証 <専願入試> 11/28・12/20 <一般入試> 12/20・1/30
霞ヶ浦高等学校 〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地 TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380 URL. https://www.kasumi.ed.jp	霞ヶ浦高等学校附属中学校 〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地 TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016 URL. https://www.kasumi.ed.jp/iunior/

インフォメーション

お知らせ ひとり親のご家庭へ、 大切なお知らせ

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の申請はお済みですか？

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した人や公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない人なども給付金を受けられる可能性があります。

給付金の種類は基本給付と追加給付があり、それぞれ支給対象が異なりますので、お早めに支給要件をご確認ください。

詳細は左記ホームページをご確認いただくか、町子ども家庭課までお問い合わせください。

▼申込方法 令和3年2月26日(金)までに左記に申し込む

町子ども家庭課 ☎ 888-1111(1188)

☎ https://www.nhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html

お知らせ 高齢福祉課から

町長寿福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)に関するパブリックコメントを実施します

町では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした「阿見町長寿福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定を進めています。

この度、計画の素案がまとまりましたので、町民の皆さまに公表し、ご意見を募集します。皆さまのご協力をお願いします。

▼募集期間 12月15日(火)～令和3年1月14日(木)必着

▼意見募集の対象者 町内在住・在勤・在学の人、またはこの案件の内容に利害関係のある人(個人・団体は問いません)

▼閲覧場所 ▼町ホームページ ▼役場2階情報公開コーナー ▼各公民館 ▼各ふれあいセンター ▼図書館 ▼福祉センター ▼まほろば ▼総合保健福祉会館 『さわやかセンター』 ▼うずら出張所 ▼町民活動センター ※各施設での閲覧は休業日を除きます

▼提出方法 任意の様式に氏名 ▼住所 ▼電話番号 ▼ご意見を明記し、郵送・ファクシミリ・電子メールまたは高齢福祉課窓口まで直接ご提出ください。匿名によるご意見、電話や口頭によるご意見は受付できません

▼その他 お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する検討結果は、1月下旬に町ホームページおよび役場2階情報公開コーナーで公表します。

※ご意見以外の個人情報公表しません。また、個々のご意見に対しての直接の回答は行いませんのでご了承ください

☎ 888-1111(143)

☎ 887-9560

✉ koreifukushika-ofc@town.ami.jp

財務省関東財務局

『多重債務等の相談窓口』

財務省関東財務局では、
①多重債務相談 ②電子マネーに関する相談 ③悪質な業者による詐欺的な投資勧誘等に関して、専門の相談員による各

種の無料相談窓口を開設しています。

新型コロナウイルスに感染症に関連するご相談も受け付けておりますので、一人で悩まず、迷わずご相談ください。

▼受付時間 ①午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

②午前8時30分～正午、午後1時～5時 ③午前10時～午後5時

※いずれも祝祭日を除く平日のみ開催

①多重債務相談(借金返済・高金利貸付・悪質取立て)

☎ 029-221-3190

②電子マネー詐欺相談(架空請求サイト) ☎ 029-221-3195

③投資勧誘相談(未公開株・社債・ファンド) ☎ 048-613-3952

町体育協会だより

県グラウンド・ゴルフ交流大会 兼国体予選会

期 日	10月14日(水)
場 所	鹿島ハイツスポーツプラザ 人工芝サッカー場(鹿嶋市)
成 績	▼男子の部 ▽優勝:増田裕彦(1号コート)
	▼女子の部 ▽優勝:篠田敏子(1号コート)、 栗山文子(2号コート)
	▽3位:上村貞美(3号コート)
	▼ダイヤモンド賞 篠田敏子(1号コート)

本大会の各コート1～3位の入賞者は、来年に三重県で開催される予定の「第76回国民体育大会」への出場権を獲得されました。おめでとうございます。

町体育協会(中央公民館内)

☎ 888-2526

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎ 888-1111(172)

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 郵便局 コンビニ JA

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 しみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。



都市計画課から

①『荒川本郷地区等都市計画変更(案)の説明会』開催

荒川本郷地区、本郷第一地区および阿見吉原地区における土浦・阿見都市計画の変更(案)の作成にあたり、説明会を下記のとおり開催します。

- ▼期日 ①12月11日(金)②12月12日(土)
- ▼時間 ①午後6時30分から②午前10時から
- ▼場所 ①役場3階301会議室
②本郷ふれあいセンター会議室1
- ▼内容 土浦・阿見都市計画用途地域、地区計画の変更(案)について
- ▼対象区域 下図①②③参照
※2日間とも、説明内容は同じです

②荒川本郷地区等地区計画(原案)の縦覧

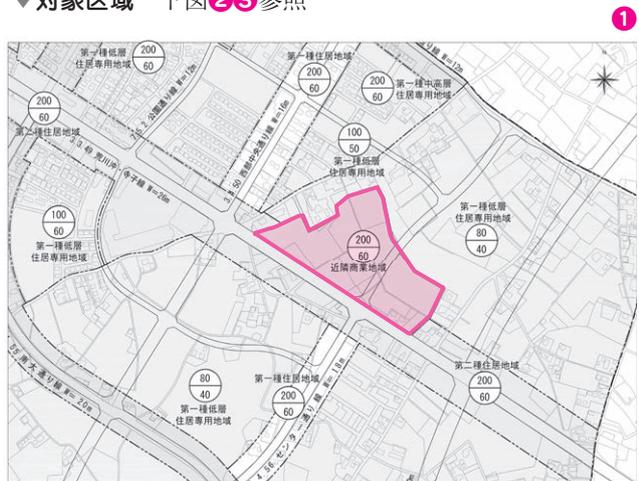
荒川本郷地区、本郷第一地区および阿見吉原地区における地区計画(原案)の作成にあたり、『町地区計画等の案の作成手続きに関する条例』第2条に基づき、標記縦覧を下記のとおり行います。この計画(原案)に意見のある人は、縦覧期間満了の翌日から一週間を経過する日までに意見書を提出することができます。

- ▼期日 令和3年1月8日(金)～1月21日(木)
※土・日・祝日を除く
- ▼時間 午前8時30分～午後5時15分
- ▼場所 ①役場2階都市計画課窓口
- ▼内容 ▼名称:荒川本郷地区地区計画、本郷第一地区地区計画、阿見吉原地区地区計画 ▼種類:地区計画
- ▼対象区域 下図②③参照

③『都市計画に関する公聴会』開催

荒川本郷地区における土浦・阿見都市計画用途地域の変更(案)を作成するにあたり、皆さんからのご意見をいただくため、公聴会を開催します。

- 公聴会は、公述申出人がいる場合のみ開催します。
- ▼期日 令和3年2月8日(月)
- ▼時間 午前10時から
- ▼場所 役場3階305会議室
- ▼内容 用途地域の変更
- ▼対象区域 荒川本郷地区(下図①参照)
- ▼原案の閲覧 令和3年1月19日(火)～1月28日(木)の間、役場都市計画課窓口で閲覧できます
※土・日・祝日を除く
- ▼申出方法 原案の内容に対し、公聴会で意見を述べることを希望する場合、令和3年1月19日(火)～1月28日(木)の間に、公述申出書(都市計画課備付け)を郵送または直接下記へ提出してください。
※郵送の場合は令和3年1月25日(月)必着
- ▼提出先
〒300-0392 阿見町中央1-1-1 役場都市計画課
阿見町長 千葉繁あて(都市計画課扱い)
☎都市計画課 ☎888-1111(231)



①



②



③

〈広告欄〉

♪ 荒川本郷 分譲地情報 ♪



- 場所/阿見町荒川本郷第三土地区画整理事業地内7街区1-1.3.4
- 土地面積/販売価格
A区画: 178.24㎡ (53.91坪) / 970万円
B区画: 申込有
C区画: 178.35㎡ (53.95坪) / 790万円
D区画: 178.22㎡ (53.91坪) / 910万円
- 当社条件付き分譲地
- 広告有効期限2020年12月末日

荒川沖駅まで 1.8km



ピアシティまで 550m



本郷小学校まで 650m



新築・リフォーム・土地
お気軽にご相談ください!

Continental Home

コンチネンタルホーム

コンチネンタルホーム(株)つくば事業部
茨城県つくば市天久保1-17-11
(定休日:水曜日/第1・第3木曜日)

☎029-860-6164

建築業国土交通大臣免許(般-30)第18017号
国土交通大臣免許(8)第3970号

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp 宛てに空メールを送信するか、または左記二次元コードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

人権・行政相談

日時 12月3日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階301会議室
問い合わせ 人権相談:社会福祉課 ☎ 888-1111
行政相談:総務課 ☎ 888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

予科練平和記念館
☎ 891-3344

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・定例相談等のテレホンサービス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,980人 (+ 53) ▽11月1日現在
- 男性 23,838人 (+ 28) ▽常住人口ベース
- 女性 24,142人 (+ 25) ▽()内は前月比
- 世帯数 20,316世帯 (+ 37) ▽総務課調べ

12月の納税等

固定資産税(3期)
国民健康保険税(6期)
後期高齢者医療保険料(6期)
介護保険料(6期)
納期限 12月25日(金)

1月の納税等

町・県民税(4期)
国民健康保険税(7期)
後期高齢者医療保険料(7期)
介護保険料(7期)
納期限 2月1日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 10月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	115件(1127)
出場件数	交通事故	16件(131)
	一般負傷	17件(226)
※救急車の適正な利用をお願いします	その他	20件(187)
	合計	168件(1671)

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店